

## 第5章 組織学的治療効果の判定基準

乳癌に対して薬物療法（化学療法，内分泌療法，分子標的治療など）あるいは放射線療法を行った場合に，癌の治療感受性，薬物の種類，投与量，投与方法，放射線の質，線量，照射方法などと，治療期間，最終治療から癌切除までの期間に応じて，癌組織にさまざまな程度の変化がみられる。これらの変化の程度により，乳癌の組織学的効果判定基準を下記のように定める。

治療前には必ず生検による組織診断を行い，効果判定に際しては，治療前と治療後の組織像の比較を行う必要がある。治療効果は原則として浸潤巣のみの変化で判定し，癌の乳管内成分についてはその有無のみを記載する。したがって，乳管内成分が残存していてもGrade 3と判定する。

### 1. 判定基準分類

#### Grade 0 無効

癌細胞に治療による変化がほとんど認められない場合。

#### Grade 1 やや有効

##### 1a) 軽度の効果

面積に関係なく，癌細胞に軽度の変化が認められる場合。

約1/3未満の癌細胞に高度の変化が認められる場合。

##### 1b) 中等度の効果

約1/3以上2/3未満の癌細胞に高度の変化が認められる場合。

#### Grade 2 かなり有効

##### 2a) 高度の効果

約2/3以上の癌細胞に高度の変化が認められる場合。ただし，明らかな癌巣を認める。

##### 2b) 極めて高度の効果

完全奏効（Grade 3）に非常に近い効果があるが，ごく少量の癌細胞が残存している。

#### Grade 3 完全奏効

すべての癌細胞が壊死に陥っているか，または，消失した場合。肉芽腫様組織あるいは線維化巣で置き換えられている場合。